

審査委員会等から出された意見・確認事項について

番号	審査委員会等から出された意見・確認事項について	回答
<申請書と規程の相違>		
1	<p>評価基準において、各専門職大学院が更なる質の向上を目指して自己点検・評価できるように、(iii)社会福祉系専門職大学院において、定められた内容が実施されていると判断されるものと解釈指針が設定されていると申請書にはあるが、今回提出していただいた基準には記述がないので追記いただきたい。</p>	<p>評価基準(添付資料7)を修正いたします。</p>
2	<p>申請書P3の③の内容について、申請書は「専門職大学院認証評価に関する手続き規則」に記載とあるが、③-1及び③-2の内容が記載されていないため、手続き規則に記載いただきたい。また、申請書P4において、認証評価結果として、評価基準に則した具体的な分析内容、項目ごとに抽出した「長所として特記すべき事項」、今後の改善が期待される事項、問題点として指摘すべき事項及び改善を勧告すべき事項」を記載するという内容について、いずれの規程にも文言として盛り込まれていない場合は追記いただきたい。</p>	<p>申請書記載内容及び手続規則(添付資料6)を修正いたします。</p>
<評価体制について>		
3	<p>御連盟が福祉分野の専門職大学院の認証評価機関としてふさわしいと考える理由を説明いただきたい。</p>	<p>本会は、昭和30年任意団体として発足以来、会員及び会員校教員の相互の協力により、一貫して戦後の我が国の社会福祉教育の質と水準の維持・向上を図ってきている。平成16年12月には、社団法人として認可されている。また、福祉系大学院の教育の質と水準の維持・向上については、福祉系大学院のカリキュラム・ガイドラインを設定し、その周知を図ることによって、会員校の大学院教育の質と水準の維持・向上に一定程度寄与してきている。さらに、平成24年度に日本社会事業大学専門職大学院福祉マネジメント研究科に対する第三者評価実施の実績を有する。以上の点から、本会は、福祉系専門職大学院に関する認証評価機関としてふさわしいものとする。</p>

4	<p>統合後、認証評価事業を実施していく上での事務体制を詳しく説明いただきたい。特に、対象校が1校しかない中で、評価の経験を職員で共有するなど、しっかりとした評価体制を組むことが可能であるかご説明いただきたい。その際、認証評価を実施する際に、スタッフ等を雇うなど、人員を充実することは考えているかもあわせて回答いただきたい。</p>	<p>一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟(以下「学校連盟」)は、平成29年度に、一般社団法人日本社会福祉士養成校協会(以下「社養協」)、一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会(以下「精養協」)と組織統合し、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟となる。これにより、これまで、3団体それぞれが法人事務局を設置せざるを得ず、団体数分の人的・物的経費がかかること、同じような課題や目標を持っているにもかかわらず、別々に活動してきたこと等のデメリットは解消され、一方で、現在の正社員、それぞれ1名、5名、2名という事務体制は、8名と強化される。</p> <p>認証評価事業についても、これまでは、申請等について、学校連盟事務局の事務局長(教員、非常勤)と1名の正社員で実施してきた。統合後は、常勤の事務局次長のもと、本事業を担当する事務職員を2名とする予定である。具体的な体制については、既に、存続法人となる現在の社養協今年度総会において選任した理事を統合後の理事とするすることとしており、9月以降の理事会で決定していく予定である。</p> <p>該当校が現在のところ1校で、評価の経験を職員でどのように共有化していくか等の課題については、新組織の事務局内での職員研修等において取り上げると共に、関連する外部団体の研修等にも積極的に参加し、しっかりとした評価体制を構築する。</p> <p>評価実施の際のスタッフの強化についても、必要に応じた対応をする。</p>
5	<p>ヒアリング時の説明によると、合併(統合)に係る基本契約は締結して文書化しているとのことだったが、当該書類を追加提出いただきたい。また、評価事業が間違いなく引き継がれることが明らかな根拠を示していただきたい。</p>	<p>合併契約書及び当該事業を存続団体に引き継ぐことを明示した資料を新たに提示いたします。(追加資料1及び2)</p>
6	<p>認証評価事業も勘案した収支計画書(向こう5年間)を提出いただきたい。また、1校あたりの認証評価費用の300万円について、過去2回の経験からその金額としたとヒアリング時回答があったが、評価にかかった費用に関して根拠資料を出してほしい。</p>	<p>審査委員会時に提示済み向こう5年間の収支計画書(添付資料4)に含まれておりました(平成29年度として)。本事業分の予算書を別途提示いたします。(追加資料3)</p> <p>平成24年度に実施した第三者評価実施時の決算報告書を提示いたします。(追加資料4)</p>

7	<p>評価委員会のメンバーについて、研究教育実績若しくは実務家としての経験、実績などが高いレベルの方が評価する側に入っていることが重要。そういう観点からメンバー構成等は見直すことも含め、まずは、評価委員会のメンバーについて、評価基準を履行するのにふさわしい大学教員及び外部有識者、介護福祉士等の実務家が審査員になっているのかという観点で、それぞれの選定理由を説明いただくとともに、分野や出身大学等が偏っていないことを説明いただきたい。なお、評価委員等には、財務について確認をするのであれば、当該分野の専門家も入れるとともに、設置基準に関する内容も見るのでそれらに関して知見のある専門家も入れるべき。</p>	<p>添付資料10のとおり、宮城孝、阿部裕二、松溪憲雄、志村健一の各氏は、それぞれが所属する法政大学、東北福祉大学、龍谷大学、東洋大学において「社会福祉教育に従事する大学院教員」としての選定である。各氏とも、本連盟の大学院委員会の委員経験があり、本連盟の「社会福祉系大学院博士前期・修士課程カリキュラム・ガイドライン」の策定、該当校の第三者評価にも携わってきた。また、阿部、松溪の両氏は、大学基準協会大学基準協会大学評価委員の経験もある。四氏の専門分野は、宮城氏が地域福祉論、阿部氏と松溪氏が社会保障論、志村氏がソーシャルワーク論とバランスもとれている。四氏の出身大学は、すべて異なる。古井慶治、中田雅章の両氏は、「実務経験を有する社会福祉士」としての選定である。古井氏は、行政、社会福祉協議会等で実務経験を有すると共に、現在は、ふるい後見事務所(独立型社会福祉士事務所)で実務を重ねているほか、家庭裁判所の調停委員もしている。中田氏は、医療施設での実務経験を有すると共に、現在は、中田社会福祉士事務所実務を重ねているほか、岡山県のスクール・ソーシャルワーカーもしている。両氏の出身大学は、異なる。湯川智美、久木元司の両氏は、「外部有識者」としての選考である。湯川氏は、社会福祉法人の常務理事と施設長であると同時に、社会福祉施設を運営する社会福祉法人を会員とし、社会福祉法人の経営環境確立のため、さまざまな調査研究や提言活動を行っている全国社会福祉法人施設経営者協議会研修委員会委員長もしている。久木元氏も、社会福祉法人理事長であると同時に、全国社会福祉法人施設経営者協議会常任協議会委員をしている。なお、湯川氏と久木元氏の出身大学は異なる。財務の確認については、ご指摘を踏まえ、認証評価委員会規程及び判定委員会規程を改正し、それぞれの定数を1名ずつ増員し、当該分野の専門家を入れるようにしたい。</p>
8	<p>評価委員会や判定委員会等について、評価の際には何回ぐらい集まって議論や内容の確認等を行う予定か教えてほしい。</p>	<p>現在のところ、以下のとおりです。認証評価委員会2回、判定委員会3回、判定評価チーム4回、異議審査委員会1回(異議が提起された場合、その他の委員会回数も変動)</p>

9	<p>評価委員会、異議審査委員会、判定委員会、判定チームにおいてメンバーの重複がみられるが、各委員会・チームの持っている役割を明確にした上で、重複が認められる委員の整理(なぜ重複して委員会等に分属されているのか)についても説明いただきたい。なお、異議審査委員会が当該評価について第三者的立場から判定する役割を担うのであれば評価委員会等とは異なる委員で構成されるべき。</p>	<p>①判定委員会と判定チームのメンバーの重複については、判定チームが認証評価報告書(一次案)を作成し、判定委員会へ提出する役割を担っているため、判定委員の中から選出することとした。②評価委員会と判定委員会のメンバーの重複については、認証評価報告書を作成するための評価実施スケジュールを決定し、認証評価報告書を作成する役割の評価委員会と、認証評価事業の基本的事項の審議、認証評価報告書について審理等を役割とする評価委員会のメンバーは、可能な限り重複を避けるべきとは認識している。但し、今回に限っては、当該校の次期認証評価が平成29年度と迫っている中、本会の認証評価機関として認証がギリギリのタイミングとなることが予測され、準備期間に猶予がないことが想定されたため、前回第三者評価に携わって方を中心に重複しての編成をしました。今後は、重複を避けるよう、検討いたしたいと思っております。③評価委員会と異議審査委員会のメンバーの重複について、ご指摘のとおりですので、重複ない形といたします(添付資料9及び10修正)。</p>
<p><評価内容></p>		
10	<p>申請書上の解釈指針の(i)、(ii)、(iii)の分類について、解釈指針それぞれが、どの分類に当たるのか、明示いただきたい。また、基準の表外の記載(「・」の内容及び解釈指針)と表の記載(項目及び評価の視点)について、関係が不明確であるが、両者の関係を説明いただくとともに、対応関係が明確となるよう修正願いたい。その際、基準の表外の文言と評価の視点のどちらをもとに被評価者は自己評価を行い、評価者は確認をするのかもあわせて明確にしていきたい。</p> <p>例えば、基準3の表の項目には、「情報共有」と内容があるが、表外の「・」にはそのような内容がない。また、基準4では、表外「・」では「研修等」の取組を要求しているが、表の評価の視点においては、FDという記載がされており、文言が統一されておらず解釈指針との関係も不明確になっている。さらに、基準7の表外の「・」には事務組織の記載があるが、表の内容にはそのようなものがない。</p> <p>このような状況であるので、現在のままでは適切に評価することは難しいと考えられるため、基準の内容については全面的に確認いただき、必要な修正をされたい。</p>	<p>申請書記載内容及び評価基準(添付資料7)を修正いたします。</p>
11	<p>専門職大学院は、産業界等と連携して、理論と実務を架橋した教育を確立することが求められているが、理論の範囲について、どのような領域を想定しているのか説明いただきたい。</p>	<p>社会福祉系専門職大学院は、社会福祉に関連する行政、関連機関・団体、産業界等と連携して、社会福祉に関する理論と実務を架橋した教育を確立することが求められており、その理論の範囲としては、特に社会福祉に関連する政策を科学的に体系化する理論、その実践の方法論が想定され、特に政策や実践をエビデンスによって実証する方法論が重要視される。</p>

12	<p>評価の視点1-3において、「使命・目的・教育目標の中に養成すべき人材像(ソーシャルワーカー像)が適切に表現されているか」とあるが「ソーシャルワーカー」と「社会福祉・ソーシャルワーク実践者」とではどう違うのか。</p>	<p>ソーシャルワーカーと社会福祉・ソーシャルワーク実践者は、同一の意味であり、一般的にソーシャルワーカーという表現が用いられており、統一することとする。</p>
13	<p>評価の視点1-4と、評価の視点3-2(教育課程の編成)に関して、それぞれどのように関連しているのか教えてほしい。</p>	<p>評価基準(添付資料7)を修正いたします。</p>
14	<p>「社会福祉系専門職大学院評価基準」基準4において、職員研修に対する内容を追記いただいたが、自己点検・評価項目には入っておらず、そちらにも追記いただきたい。</p>	<p>評価基準(添付資料7)を修正いたします。</p>
15	<p>3つのポリシーに関してガイドラインが設定され来年度から大学はそれを公表することが義務化され、大学院はアドミッションポリシーのみ義務化されるが、貴連盟の基準だと、どちらかと言うと明示されていればいいというところにとどまっているように見えるが、どう考えるか。 また、学習成果に関しては、教育の質の向上との関わりがでてくるが、そのような視点が弱いように見えるが、どう考えているかご説明いただきたい。</p>	<p>前者については、評価基準(添付資料7)を修正いたします。後者については、法科大学院のように司法試験合格率の目安を設定しての評価は難しい。当面は対象校1校であるので、就職状況(福祉関係への就職割合)、対象校独自の「アドバンスソーシャルワーカー(スーパーバイザーやマネージャー(経営者・管理職)に要求されるコンピテンシー(能力)を明確にし、実践の報告などによって、これに到達したと認められる者)」の認定状況、社会福祉士資格取得者については、認定社会福祉士登録機関(公益社団法人日本社会福祉士会)への認定社会福祉士の登録、公益社団法人日本医療社会福祉協会への認定医療福祉士の登録、精神保健福祉士取得者については、公益社団法人日本精神保健福祉士協会の認定精神保健福祉士の取得等で評価したい。</p>
16	<p>評価の視点6-3の*印「3割に3分の2を乗じて算出される数の範囲内の人数については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担うもので足りるものとする」については、専門職大学院におけるいわゆる「みなし専任教員」制度であるが、それを実際に運用する際に、高度な専門性を持ったソーシャルワーク教育を行うという場合には、特に、法令以上の運用を行っている場合には、「長所として特記すべき事項」として評価するなどの扱いについて検討されてはどうか。</p>	<p>申請書記載内容及び手続規則(添付資料6)を修正いたします。</p>

17	「基準6 教員組織等」の表について、教員組織という項目が2回出てくるが誤りではないか。	評価基準(添付資料7)を修正いたします。
18	評価の視点6-7について教員評価の欄に記載されているが、教員配置の内容ではないか。	評価基準(添付資料7)を修正いたします。
19	専門職大学院の基準9において監事機能に関する評価の視点がないが、専門職大学院の認証評価では必須ではないものの、運営体制や財務等を評価項目にするのであれば、これらの内容についても盛り込むことを検討されたい。	今後、検討させていただきます。
<その他>		
20	今回の申請において、授与する学位の名称が、社会福祉学修士(専門職)又はこれらに相当する名称のものがあるが、認証評価の対象として考えている範囲をより具体的に説明いただきたい。あわせて想定される学位名称について例示いただきたい。	本会の入会にあたっては、学部での「社会福祉学を基礎とするソーシャルワーク教育のプログラム」の基準が定められているが、各校の学部学科の名称は「社会福祉」のほか、「生活福祉」「福祉社会」「保健福祉」「医療福祉」等多様である。専門職大学院においてもこれらの範囲及び学位名称を想定している。